

第5節 介護保険

1 介護保険制度の運営

平成12年4月の介護保険制度施行から20年が経過し、令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度に当たる。第7期計画は、それまでの施策・事業を推進するとともに、中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制整備に努めた。

第8期計画では、第7期計画に引き続き、団塊世代すべてが75歳以上の後期高齢者になる令和7年に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すとともに、地域包括ケアシステムを強化する観点から、高齢者だけでなく、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、助け合いながら、自立して安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を見据えた取組を推進していく。

(1) 介護保険事業の状況

<目的・事業内容>

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

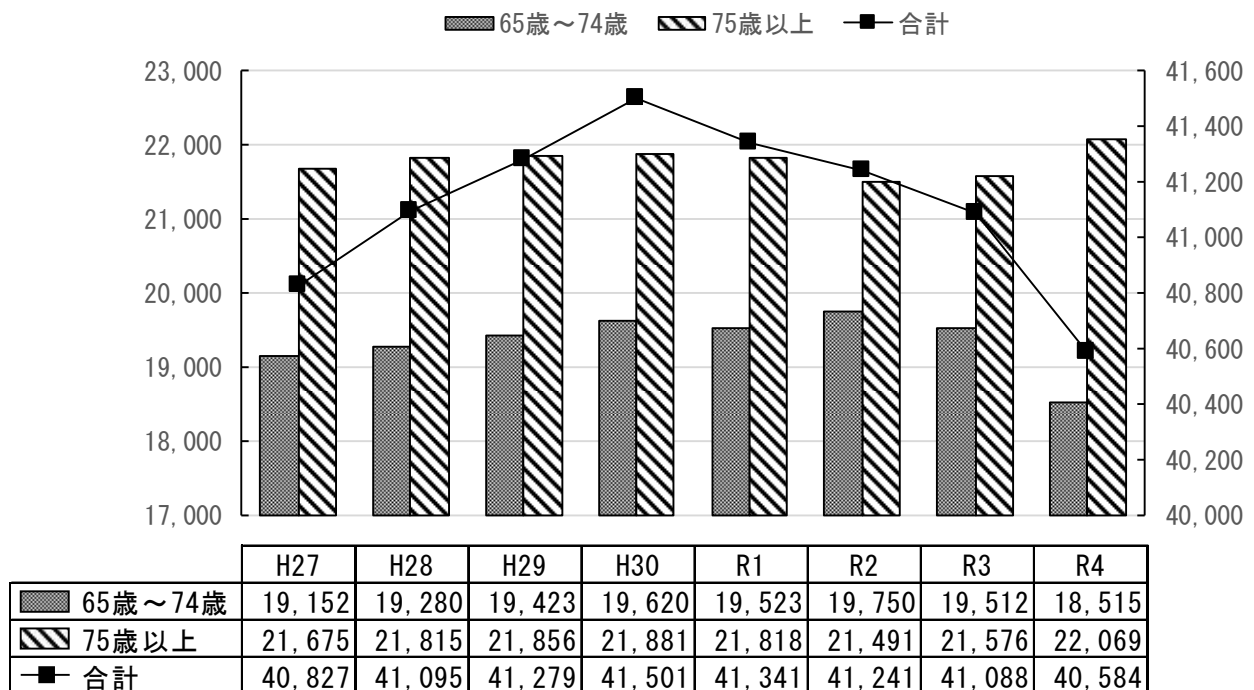
<対象者>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

<第1号被保険者数の推移>

令和4年度の第1号被保険者数は、令和5年3月末現在で40,584人となっており、令和4年4月から令和5年3月の間に504人減少している。

第1号被保険者数の推移



(各年度3月末現在)

<実績>

① 第1号被保険者の介護保険料の収入状況(令和4年度賦課分)

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法(特別徴収)と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法(普通徴収)がある。
(単位:円)

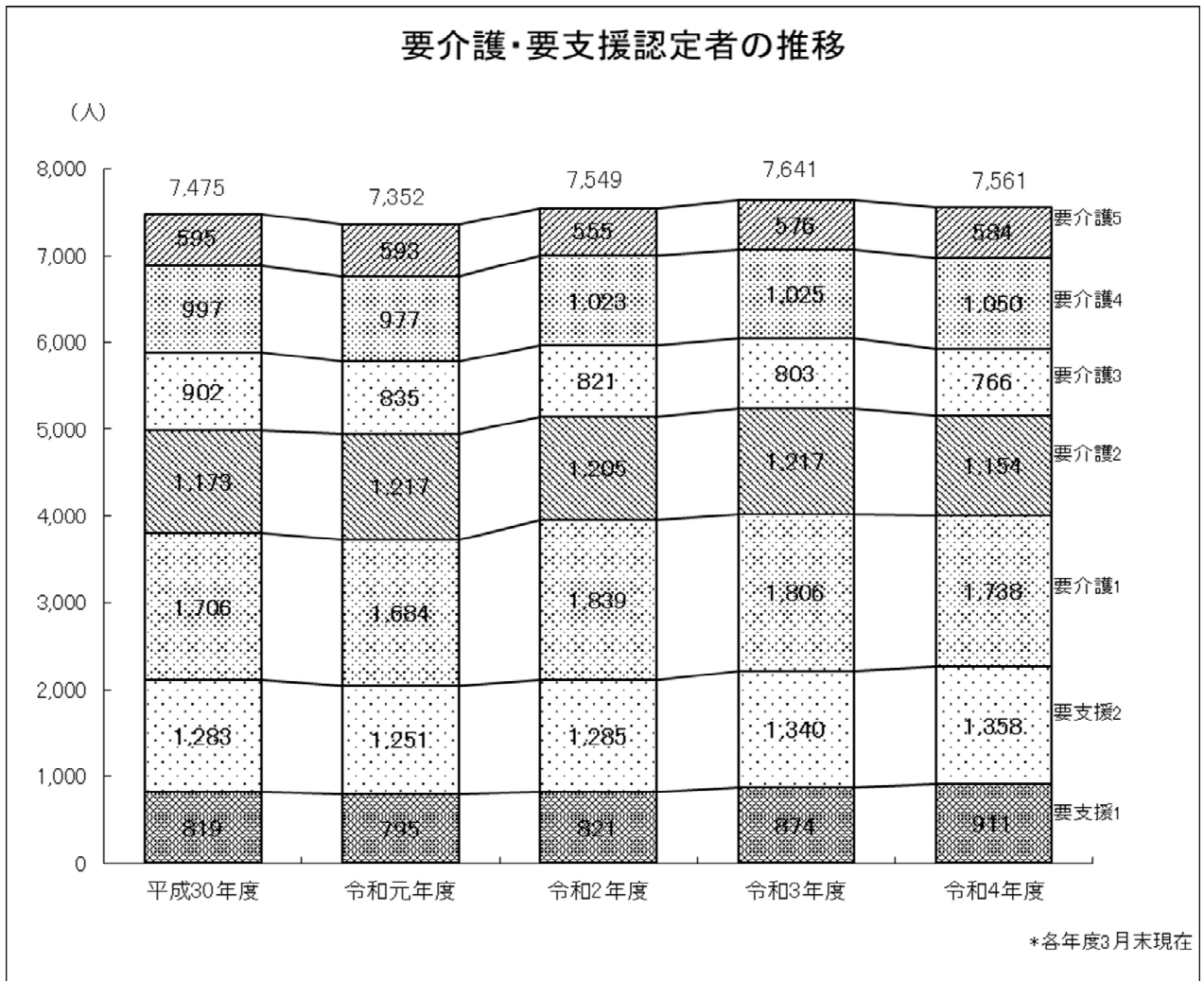
	調定額	収入済額	還付未済額	収納率(%)
特別徴収	2,221,438,670	2,221,438,670	3,473,910	100.00%
普通徴収	235,384,960	213,846,480	223,770	90.94%
合計	2,456,823,630	2,435,285,150	3,697,680	99.13%

※収入済額には還付未済額を含まない。

② 介護認定実施状況

年度	R2	R3	R4
申請数	4,465	5,934	6,294
審査会開催回数	146	171	175

※令和4年度の認定申請件数は、新規1,852件、更新3,410件、区分変更986件、転入46件を合わせて6,294件あり、月平均約525件の申請があった。なお、令和2年度の申請数は、平成30年4月から更新申請の認定有効期間の最長36ヶ月の運用を開始した影響により、他の年度と比べて少なくなっている。



要介護・要支援認定者数は、令和元年度までほぼ横ばいで推移していたが令和2年度以降、増加傾向にある。

③ 介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	負担割合	(施設サービス)
			国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100
			(施設以外のサービス)
			国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を積極的に行っている。

(令和4年4月審査～令和5年3月審査分 計)

	件数		給付費 (千円)
	回/年		
訪問介護	回/年	220,532	994,298
訪問入浴介護	回/年	2,007	24,605
訪問看護	回/年	29,707	180,252
訪問リハビリテーション	日/年	3,647	23,594
通所介護	回/年	153,312	1,092,943
通所リハビリテーション	回/年	92,289	703,056
福祉用具貸与	件	20,003	233,337
短期入所生活介護	日/年	37,604	302,772
短期入所療養介護	日/年	4,374	44,536
居宅療養管理指導	件	14,730	98,597
特定施設入居者生活介護	件	2,028	386,663
居宅介護支援	件	34,719	444,009
福祉用具購入	件	238	7,431
住宅改修	件	214	19,684
居宅サービス計	—	—	4,555,777
介護予防訪問介護	回/年	0	0
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0
介護予防訪問看護	回/年	9,215	52,486
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	1,630	9,813
介護予防通所介護	回/年	0	0
介護予防通所リハビリテーション	回/年	47,026	260,029
介護予防福祉用具貸与	件	12,051	82,985
介護予防短期入所生活介護	日/年	729	4,717
介護予防短期入所療養介護	日/年	205	1,854
介護予防居宅療養管理指導	件	904	7,036
介護予防特定施設入居者生活介護	件	270	22,364
介護予防支援	件	16,449	74,442
介護予防福祉用具購入	件	217	5,927
介護予防住宅改修	件	325	29,067
介護予防サービス計	—	—	550,720
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件	235	29,430
夜間対応型訪問介護	件	0	0
地域密着型通所介護	回/年	41,411	330,937
認知症対応型通所介護	回/年	14,198	129,258
小規模多機能型居宅介護	人	4,310	795,230
認知症対応型共同生活介護	人	2,607	635,856
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	1,007	190,133
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	435	118,244
看護小規模多機能型居宅介護	人	263	55,048
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	63	416

介護予防小規模多機能型居宅介護	人	939	63,497
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	25	5,934
地域密着型サービス計	—	—	2,353,984
介護老人福祉施設	人	5,993	1,531,229
介護老人保健施設	人	6,557	1,704,911
介護療養型医療施設	人	141	42,127
介護医療院	人	1,250	439,142
施設サービス計	—	—	3,717,408
特定入所者介護サービス費	—	—	227,489
高額介護サービス費	—	—	305,009
高額医療合算介護サービス費	—	—	46,062
審査支払手数料	件/年		7,131
総計	—	—	11,763,579

※給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市地域密着型施設等整備補助金交付要綱	負担割合	国 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

令和5年3月末現在の地域密着型サービス事業所数は、地域密着型通所介護事業所が20か所、認知症対応型通所介護事業所が7か所、小規模多機能型居宅介護事業所が23か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所が1か所、認知症対応型共同生活介護事業所が17か所、地域密着型特定施設入居者生活介護が5か所、地域密着型介護老人福祉施設が2か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が1か所となっている。

また、介護予防拠点・地域交流施設は、46か所となっている。

(3) 介護保険制度低所得者特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	負担割合	県 3/4 市 1/4
-------	--	------	-------------

<目的・事業概要>

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

<実績>

区分 年度	実施 法人数	事業対象 者数 (人)	補助額 (千円)				事務費 (千円)	事業費 合計 (千円)
			訪問介護	通所介護	短期入所	小規模 多機能		
H30	7	11	0	0	0	0	1	1
R1	7	10	0	0	0	0	1	1
R2	6	10	0	0	0	0	1	1
R3	8	12	0	0	0	0	1	1
R4	6	10	0	0	0	0	1	1

(4)介護予防・日常生活支援総合事業

根拠法令等	介護保険法第 115条の4 5	負担割合	(介護予防・日常生活支援総合事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100
-------	-----------------------	------	--

<目的・事業概要>

平成27年4月より施行された改正介護保険法に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）に取り組んだ。

① 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の認定がある人、または基本チェックリストに基づき事業への参加が必要と認められる人に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 現行相当サービス及び基準緩和型サービス

平成28年10月より、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当するサービス及びその基準を緩和したサービスを実施した。

(令和4年4月審査～令和5年3月審査分 計)

	件数		事業費(千円)
介護予防訪問介護相当サービス	人	5,546	133,046
基準緩和型訪問サービス	人	5,979	49,738
介護予防通所介護相当サービス	人	5,127	147,343
基準緩和型通所サービス	人	1,895	22,546
計	—	—	352,673

※事業費は、千円未満で四捨五入を行っているため、合計値は合わない。

② 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)

高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させるとともに、自立支援に資する取組み等により介護予防を推進することを目的として実施する。

ア. よかば〜い体操普及事業

<巡回教室・体験教室>

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識と運動機能の維持・向上を図る。

区分	年度	R2			R3			R4		
		巡回教室	自主活動	体験教室	巡回教室	自主活動	体験教室	巡回教室	自主活動	体験教室
延実施回数		504	382	403	427	365	292	668	554	433
延利用者数		4,499	3,100	5,195	3,681	2,927	3,760	6,154	4,825	4,669
事業費(千円)		3,528	—	3,217	2,989	—	2,343	4,676	—	2,974

<指導者養成事業>

地域交流施設や地域の団体等で「よかば〜い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成。

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
養成者数		19	—	—	12	—
事業費(千円)		150	—	—	96	—

※令和元年度・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

イ. 歯にかみ教室

地域の団体等に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指

導し、口腔機能等の維持・向上を図る。平成21年度より1回教室、平成23年度より3回教室を実施。

区分	R2		R3		R4	
	1回教室	3回教室	1回教室	3回教室	1回教室	3回教室
延実施回数	12	-	13	-	9	-
延利用者数	116	-	119	-	65	-
事業費(千円)	108		162		144	

※令和2年度・令和3年度・令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「3回教室」は中止。

※令和4年度は、福岡県の事業を活用したオーラルフレイル教室を別途実施

ウ. 転倒予防教室

地域の団体等に講師を派遣し、転倒による骨折を予防するための講義及び実技、体力測定を実施し、転びにくい身体づくりの維持・向上を図る。平成30年度より実施。

区分	年度	R2	R3	R4
延実施回数		5	4	6
延利用者数		41	42	52
事業費(千円)		180	134	148

エ. 老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防リーダー推進研修や介護予防に資する活動として体育大会等を開催。

区分	年度	R1	R2	R3	R4
事業費(千円)		3,439	3,439	3,439	3,439

オ. 排せつケア推進事業

排せつの自立を支援することにより、本人の尊厳を支え、生活の質の向上を図ることを目的として、排せつに関する相談の受付や、当事者の自宅、施設等への訪問相談、市民向けフォーラム、排尿・排便トラブル予防教室、介護者向け排せつケア講座など、市民向けの各種研修会等を開催している。また、市民の排せつに関する悩みやトラブルなどに適切に対応できる、排せつケアの専門知識・技能を有する「排せつケア相談員」の養成にも取り組んでいる。

区分	年度	R2	R3	R4
排尿・排便トラブル 予防教室	開催回数(回)	10	8	12
	参加者数(人)	118	79	120
介護者向け講座	開催回数(回)	5	0	5
	参加者数(人)	52	0	45
市民向けフォーラム	開催回数(回)	0	1	1
	参加者数(人)	0	79(定員50)	164
排せつケア相談会	開催回数(回)	12	12	12

(5) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	---------------	------	--

<目的・事業概要>

介護保険制度の改正により、地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療など様々な面から総合的に支援するため、平成18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。平成24年10月からは2カ所増設し、6カ所とした。地域包括支援センターの業務は、①総合相談・支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント事業、④介護予防ケアマネジメント事業である。

地域包括支援センター設置状況

	事業所住所	TEL FAX	担当校区
中央地区地域包括支援センター	有明町2-3 (笹林公園内)	41-2676 57-1220	大牟田中央・大正・ 中友・白川・平原
手鎌地区地域包括支援センター	大字手鎌1300-42 手鎌地区公民館内	59-6020 59-6021	明治・手鎌
吉野地区地域包括支援センター	大字白銀781-3 吉野地区公民館内	41-6025 41-6026	上内・吉野・倉永
三池地区地域包括支援センター	大字三池629-2 三池地区公民館内	41-5506 41-5507	高取・三池・銀水・羽山台
三川地区地域包括支援センター	上屋敷町1丁目12-3 三川地区公民館内	41-5298 41-5299	みなと・天領
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	馬込町1丁目20-1 駛馬地区公民館内	41-2020 41-2021	駛馬・天の原・玉川

① 総合相談支援事業 ② 権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待など様々な相談を受け、下記のとおり対応した。また、平成18年4月の「高齢者虐待の防止・養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、高齢者虐待の通報や相談に対応している。特に平成27年度からは、各地域包括支援センターの社会福祉士が中心となって高齢者虐待についての勉強会を定期的（月1回）に行うこととし、職員のスキルアップに努めた。

<実績>

地域包括支援センターの相談数【新規受付分】：3,750件（延べ件数）

（令和4年4月～令和5年3月分）

（単位：件）

	中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	総計
介護保険	321	168	477	221	162	240	1,589
認知症	53	67	84	43	39	63	349
医療・疾病	58	66	78	81	38	79	400
権利擁護・虐待	24	9	13	13	8	18	85
施設	11	20	41	14	8	32	126
障害福祉	6	11	23	11	5	6	62
CM支援	21	53	60	7	14	54	209
予防	24	16	30	2	6	22	100
生活全般	67	40	67	28	48	71	321
その他	90	45	127	52	92	103	509
計	675	495	1,000	472	420	688	3,750

虐待に対する対応

(単位：件)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
虐待の通報〈届出〉件数	33	44	58	27	19
うち、虐待として対応した件数	11	14	16	8	9
うち、やむを得ない措置	1	1	0	0	0
緊急保護	3	1	4	2	2

虐待の内容（重複あり）

(単位：件)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
身体的虐待	4	5	8	4	6
介護・世話の放棄・放任	2	4	3	3	2
心理的虐待	1	3	9	4	4
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	6	7	9	3	5

成年後見制度市長申立て

(単位：件)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
申立て済	30	11	18	19	16
後見等開始	26	18	17	18	15

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅サービスと施設の連携などをもとに、「地域包括ケア」を提供していくことが重要である。そのため、継続してケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上に努めている。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防サービスにかかる要支援1・2と認定された人に対する介護予防プラン及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センター及び介護予防・相談センター（地域包括支援センターの支所）において実施した。

(1) 介護予防プラン作成件数

(令和4年4月～令和5年3月分)

(単位：件)

		中央	手鎌	三池	駿馬・勝立	三川	吉野	合計
居宅 (委託)	新規	76	37	78	59	24	51	325
	継続	2,205	1,036	1,932	1,510	1003	1,310	8,996
包括センター	新規	29	13	19	2	17	12	92
	継続	1,083	615	729	102	508	429	3,466
サブセンター	新規	3	8	26	14	7	7	65
	継続	614	267	1,177	724	194	517	3,493
合計		4,010	1,976	3,961	2,411	1,753	2,326	16,437

(2) 介護予防ケアマネジメント作成件数

(令和4年4月～令和5年3月分)

(単位：件)

		中央	手鎌	三池	駿馬・勝立	三川	吉野	合計
居宅 (委託)	新規	50	4	22	33	7	24	140
	継続	956	144	584	478	347	552	3,061
包括センター	新規	16	11	23	5	17	3	75
	継続	586	282	688	167	189	68	1,980
サブセンター	新規	7	4	28	26	6	26	97
	継続	425	195	660	424	203	744	2,651
合計		2,040	640	2,005	1,133	769	1,417	8,004

⑤ 大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営に当たり、中立性、公正性を確保するとともに、包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、包括支援センターの運営等に関し、調査、審議を行っている。年間3回程度を基本に、必要に応じて開催している。

(6) 介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	---------------	------	--

<目的・事業概要>

介護予防・相談センターは、地域包括支援センターと一体となって総合相談支援等の業務にあたっている。

介護予防・相談センター設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	TEL FAX	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9-3	57-2541 57-2528	大牟田中央・大正・ 中友・白川・平原
大牟田医師会	不知火町2丁目144	41-5353 57-6130	
こもれび	中町1丁目4-1	41-5321 55-5077	明治・手鎌
天光園	大字橘1494-1	50-0844 58-2866	上内・吉野・倉永
延寿苑	大字歴木1807-1291	51-4340 51-4350	高取・三池・羽山台・ 銀水
済生会大牟田	大字田隈599-18	53-2491 56-5811	
サン久福木	大字久福木894	55-2035 52-6183	
美さと	南船津町1丁目10	57-3310 54-5575	みなと・天領
サンフレンズ	沖田町510	43-1272 43-1273	駿馬・天の原・玉川
やぶつばき	青葉町130-2	51-8880 54-3333	

(7)任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア. 配食サービス事業

平成25年6月末をもって市の配食事業を廃止しており、これに伴い、毎年、高齢者の見守りに協力できる民間の配食事業所の情報を収集し、取りまとめた一覧表を作成していた。平成29年12月に情報収集の要件等（高齢者の見守りに協力できるかどうかは問わず、要綱に定める配食の定義に合致している事業所で、個人向けに配食している事業者とした）の見直しを行った。平成30年1月に、市内154事業所へアンケートを実施し、アンケートに回答した配食事業所の情報をホームページに掲載している（令和4年度末で15事業所）。

イ. 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。そのほか、平成26年4月に大牟田市総合福祉センター内に大牟田市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発を行うとともに、「成年後見活用講座」や「成年後見人実務養成講座」等を開催しながら市民後見人を養成・登録・活用し、後見活動にも取り組んだ。

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4
市長申立件数	11	18	19	16
事業費(千円)	23,747	21,619	9,087	7,294

※事業費は成年後見センター運営委託費と成年後見市長申立等支援事業費の合算で計上

※R3年度から成年後見センター運営委託費に含まれていた人件費は生活困窮者自立支援事業費へ移行

ウ. 介護用品給付事業（紙おむつ給付）

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担や費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4
利用実人員	134	125	123	107
事業費(千円)	3,079	3,070	2,769	2,194

エ. 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

年度 \ 区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
設置台数	229	195	158	129	112	92
事業費(千円)	5,586	5,528	4,365	3,873	3,547	2,117

※設置台数は、年度末の稼働台数

オ. あんしん見守り事業

緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者に対してテレビ電話を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、平成24年度より実施している。（平成30年6月より新規受付休止）

年度 区分	年					
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
設置台数	53	47	34	22	16	14
事業費(千円)	2,889	2,182	2,250	1,470	1,011	836

※設置台数は、年度末の稼働台数

(8) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

<目的・事業内容>

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が予想される中、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んでいる。

この取り組みは、認知症の発症前から終末期まで、認知症の進行に応じ、本人とその家族に対する医療と介護の専門職等による連続的・包括的な支援体制や、地域全体で支え見守る体制の構築を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会認知症ライフサポート研究会と密接な連携を図りながら進めている。

① 認知症コーディネーターの育成

介護サービス事業所や医療機関の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど、より質の高い認知症ケアの提供や、認知症の人の尊厳を支え、本人本位の認知症ケア支援の推進役となる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。

年度 区分	R2 (17期生)	R3 (18期生)	R4 (19期生)	合計 (1期生～19期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)	7	11	6	180

② 早期発見・相談支援・予防教室の拡充

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ予防・相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

ア. 脳の健康チェック・もの忘れ相談会(もの忘れ予防・相談検診)の実施

カードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談会での専門医によるアドバイスや介護相談などにつないだ。令和4年度は、地区公民館、介護予防拠点・地域交流施設などで開催するとともに、地域のサロン等での出前開催も行った。

年度 区分	R2	R3	R4
開催回数	14	14	29
受診者数	168	129	274

③ 地域認知症支援体制構築事業

ア. もの忘れ相談医登録事業

大牟田医師会、福岡県認知症医療センター国立病院機構大牟田病院の協力により、「かかりつけ医の

中で認知症診療に積極的に取り組み、かつ本市の認知症地域支援に関する活動の啓発に協力できる医師または医療機関」として、もの忘れ相談医の登録に向け取り組んだ。(令和5年3月31日 もの忘れ相談医登録者数：大牟田市48名、みやま市5名)

イ. 地域認知症サポートチームの運営

平成21年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期（ターミナル期）までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介護の両面からサポートする地域認知症サポートチーム試行事業を開始した。

平成23年10月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き、随時、相談対応や「認知症なんでも相談窓口」の開設（月2回）などに取り組んだ。

ウ. 認知症カフェの設置及び運営支援

認知症の当事者や家族同士が交流したり、必要な情報を得たり、必要に応じて専門職等に相談できる場として、認知症カフェの設置を進めている。また、認知症カフェの運営者同士が情報交換できる機会の創出にも取り組んでいる。(令和4年度末 認知症カフェ数：12ヶ所)

④ 世代間交流・多分野交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア. 認知症サポーター養成講座

平成17年度から認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する講座を実施している。

区分 \ 年度	R2	R3	R4
市民向け養成講座(回)	10	10	14
職域別養成講座(回)	5	7	10

イ. 子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子どもの時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

区分 \ 年度	R2	R3	R4
小学校(校)	2	4	5
中学校(校)	2	2	3

ウ. ほっとあんしんネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等SOSネットワーク」（事務局：大牟田警察署）と「はやめ南人情ネットワーク」（駛馬南校区）が連携し、平成16年より実施していた「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成22年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり（日程の都合により参加できなかった1校区は別日に実施）、模擬訓練の趣旨や認知症を通したまちづくりの目標像が共有されてきた。

訓練の実施に当たっては、地域包括支援センターや地域交流施設等を各校区の事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などの様々な機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に

努めた。

また、多世代交流にも力を入れており、小中学生、高校生、大学生といった多くの若い世代の参加を促しながら訓練を実施している。

令和4年度は命を守るセーフティーネットとしてのネットワーク構築に加え、「本人の声」をテーマに全体連絡会を開催し、本人主体の取り組みについて参加者全員で考える機会をつくった。新型コロナウイルス感染症拡大のため、11月に日程を変更し模擬訓練を行った。

区分 \ 年度	R2	R3	R4
模擬訓練参加者（人）	437	186	891
外出役に声をかけた人数（人）	161	-	325
模擬訓練参加校区（校区数）	6	4	9

※訓練参加者には、当日のスタッフ数を含む。

(9)生活支援コーディネーター事業

<目的・事業概要>

生活支援体制整備事業として、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な生活支援を充実させるために、新たな社会資源の把握や整理、住民ニーズとのマッチングを行う。

<実績>

生活支援コーディネーターは、高齢者をはじめとする地域の住民自身を中心として、他の住民等が相互に関わり合える地域資源の開発に向け、学校や農業など福祉の領域を超えた様々な関係者への働きかけを継続して行っている。

令和4年度は、市内医療機関に対しアンケートを実施し、往診や送迎の有無を把握・整理し、相談対応時に活用している。

また、地域の高齢者のニーズを把握し、介護保険サービスで賄えないニーズについて高齢者向け自費サービスや移動支援サービスの情報を更新し、継続して活用している。

社会資源としての活用を模索することを目的に、地域交流施設の現状や課題等について情報収集を行った。

(10)在宅医療・介護連携推進事業

<目的・事業概要>

今後、後期高齢者の増加や地域医療構想に伴う病床機能の転換に伴い、在宅医療のニーズが増大することが予想されている。在宅医療の充実及び医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、「大牟田市地域医療・介護連携ビジョン」を策定し、訪問診療の患者支援アセスメントや患者の意思決定支援等のテーマに対し、訪問診療を受けている患者データの分析・検証や様々な場面での意思決定支援を導くパンフレット等のツール作成等を実施している。

<実績>

令和4年度は、医師、歯科医師、薬剤師や介護関係者等で構成するアクションデザイン・ワーキングを通じ、訪問診療の実態について統計データの分析や現状の共有や先行事例調査などを行い、今後の取組の方向性や継続して取り組むことについて確認、共有した。また、元気で健康意識の高い人が今後のことをきっかけの場とすることを目的に、意思決定支援の為の市民講座を開催した。

(11)介護給付適正化事業

根拠法令等	①介護保険法第23条	負担割合	市 10/10
	②介護保険法第23条	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100

<目的・事業概要>

① 運営指導

居宅介護支援及び地域密着型サービス事業所への運営指導並びに福岡県（県南筑後保健福祉環境事務所）が行う運営指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、適正な介護サービスの提供となっているかなどの確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。

② 介護給付費通知

介護保険のサービスの利用者に、ご利用になられたサービスの種類や、サービスの提供にかかった費用の合計額、利用者負担額をお知らせするためにハガキを送付し、利用者の皆様にサービス内容をご確認いただき、介護サービスの提供の適正化を図る。

(12)制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	-----------------------	------	--

利用者の権利擁護を促進し、安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

<目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大により、施設への訪問がほとんどできていない。

(13)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	負担割合	保険料(第1号被保険者)
-------	-----------------	------	--------------

<目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間（3年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第4期計画期間の給付費は、当初の見込みを大幅に上回り、平成23年度においては基金を取り崩すだけでは財源に不足が生じると見込まれたことから、福岡県財政安定化基金より2億円を借り入れた。この借入金については、第5期計画期間中に返済が完了している。

令和4年度については、第1号被保険者保険料財源不足が生じなかったことから、取り崩しは行っていない。

<実績>

令和4年度の基金異動額

(単位：円)

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
962, 590, 508	271, 726, 089	0	1, 234, 316, 597

※額は出納期間を含む。

(14)制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い、制度の説明や相談に応じている。

<出前講座実績>

講座名	年度	R1	R2	R3	R4
		(H30 まで)	(H30 まで)	(H30 まで)	(H30 まで)
防ごう！高齢者虐待～こんなとき、どうする？～					
頼りになります！地域包括支援センター		2	0	2	1
大牟田市の介護保険～高齢者のくらしを応援します！～		0	0	0	1
もっと活用！～わかりやすい成年後見制度～		0	0	0	0
認知症になっても大丈夫！～明日のあなたのために～		5	0	1	2
小規模な高齢者福祉施設の見学		1	0※	0※	0※
からだの元気度チェック～いつまでも健康で暮らすために～		5	2	2	4
排尿・排便トラブル予防教室		12	2	8	7

※高齢者福祉施設の見学については、R2年度から新型コロナウイルス感染拡大により実施を見合わせた。

(15)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し、迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(16)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示請求は、地域包括支援センターで対応している。

<実績>

年度	対象	内 訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
R2	個人	5	4	4
	事業者	2, 538	2, 506	0
R3	個人	6	5	6
	事業者	2, 964	2, 897	0
R4	個人	6	6	0
	事業者	3, 080	3, 032	0